

明石駅前立体駐車場次期指定管理者候補者選定 質問に対する回答

○募集要項

	頁	項目番号	質問内容
質問 1	2	6(2)②	ただし書きは、券類等作成費をチケットレスの新たな駐車精算機の導入に充当してよいということでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。		
質問 2	3	6(5)	基準額は毎年度協定で定められるとのことですが、次期指定管理者の初年度(令和7年度)の基準額は決定しておりますでしょうか。
回答	P. 4③で記載のとおり、インセンティブ基準額については、別途本市と指定管理者と年度ごとの協定で定めるものとします。		
質問 3	10	13(3)①	登記簿の謄本とは、具体的にどのようなものを添付すればよいのか。
回答	7月12日(金)以降に取得した団体の履歴事項全部証明書を添付してください。		
質問 4	10	13(3)⑦	消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であることを証するものとは、具体的にどのようなものを添付すればよいのか。
回答	適格請求書発行事業者の登録通知書の写しを添付してください。 e-Taxで登録した場合は、登録完了のメールの写しを添付してください。		

○募集要項参考資料

	頁	項目番号	質問内容
質問 5	10	2②	記載されている金額は、税込みの金額ですか。
回答	収支状況に記載されている金額は、すべて税込みの金額です。		
質問 6	12	2⑤	保険金額について、定めがありますか。
回答	現行加入している保険金額を参考に、同等以上の保険に加入してください。		

○仕様書

	頁	項目番号	質問内容
質問 7	2	3 (4)	屋上定期券を設定する必要はありますか。
回答	利用の少ない屋上の利用促進のため実施していますが、必ずしも屋上定期券を設定する必要はなく、指定管理者の提案となります。 なお、定期駐車料金については、「明石市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例」（平成 2 年条例第 2 号）別表第 2 項の表に定めるところにより算定する額の範囲内で提案をすることが可能です。		
質問 8	2	3	備考※ 4 で、「駐車料金を減額する方向での提案を可能とする」との記載があるが、市の考え方を示してください。
回答	駐車料金及び定期駐車料金については、「明石市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例」（平成 2 年条例第 2 号）別表第 1 項及び第 2 項の表に定めるところにより算定する額の範囲内で提案をすることが可能です。 回数券の額については、駐車料金の額を下回る額をもって提案することが可能です。		
質問 9	3	4 (2) ①	新たな精算機を導入し、駐車券をペーパレス化した場合の駐車料金の徴収に関する市の考え方を示してください。
回答	市立駐車場として、公平・公正な駐車場である必要があるため、駐車料金の徴収については不備が生じないようにする必要があります。例えばカメラ式駐車機を導入する場合は、以下の 3 点の策を講じ、必ずその内容を提案書に記載してください。 ①利用者が無料駐車場と錯誤しないように入口と出口にバーを設けるなどの対応策を講じること。 ②入口でのナンバー読取を失敗した場合の対応策を講じること。 ③出口での精算忘れ、未精算への対応策を講じること。		
質問10	3	4 (2) ①	既存の精算機以外を設置する場合は現在のサービスレベルを維持した機器設置が必要という認識でよろしいでしょうか。 例：高額紙幣やキャッシュレス決済等
回答	お見込みのとおりです。 なお、「①利便性・安全性の向上、②環境への配慮、③誰もが使いやすい駐車場」にかかる内容につきましては、提案書の中で分かりやすく、丁寧に説明してください。		

質問11	3	4(2)①	既存精算機の扱いについて 既存機器を撤去する場合、現地駐車場内の空きスペース(休憩室や電気室など)での保管は認められますか。
回答	明石駅前立体駐車場内での保管は認められます。指定期間満了時の原状復帰が目的ですので、駐車場内以外の場所で保管することも可能です。		
質問12	3	4(2)①	既存精算機の扱いについて 現在の精算機は貴市所有物とのことですが、現指定管理者独自のサービスが使えるようです。次期指定管理者が現在の精算機をそのまま利用する場合も機器の改造・改変は可能なのでしょうか。
回答	機器の改造・改変は可能です。ただし、改造・改変による性能・サービスの向上は、本市に帰属します。このため、現指定管理者が行った改造・改変についても継続して使用することができます。		
質問13	3	4(2)①	既存精算機の扱いについて クレジットカードのEMV対応は予定されておりますでしょうか。
回答	今年度中のクレジットカードのEMV対応は予定していません。指定管理者からの提案を妨げません。		
質問14	3	4(2)②	定期駐車券の販売について 販売に際して利用者に申込書の提出を求めるとのことですが、更新時も都度申込書の提出が必要でしょうか。
回答	車両の長期放置などのトラブルを回避するため、定期購入者の住所、氏名、電話番号と駐車する自動車が特定できるようにしてください。同一人物で、車両が特定でき、申込内容に変更がなければ、再度の申込書の提出を不要とする取扱いは可能です。		
質問15	3	4(2)②	「定期駐車券」について 満車時は入庫できない仕様でしょうか。
回答	定期駐車券は、特定の車室を貸与するものではありません。このため満車時は、入庫できないことがあります。		
質問16	3	4(2)②	「定期駐車券」について 管理上、普通定期券利用者と屋上定期券利用者を区別する方法はありますか。
回答	屋上定期券を設定するかは指定管理者の提案となりますが、仮に屋上利用促進のため屋上定期券を設定し、駐車料金の額を別に設定する場合は、目視等の管理が必要になります。		

質問17	3	4(2)②	「定期駐車券」について 各定期券の過去1年間の販売枚数を月毎で開示されるのでしょうか。
回答	各定期券の昨年度の販売枚数は以下のとおりです。（左：屋内 右：屋上） 4月 42枚 23枚 5月 42枚 21枚 6月 43枚 18枚 7月 46枚 23枚 8月 45枚 23枚 9月 44枚 20枚 10月 45枚 22枚 11月 54枚 16枚 12月 47枚 21枚 1月 52枚 15枚 2月 47枚 20枚 3月 58枚 23枚 なお、昨年度の月毎の駐車券、定期駐車券、回数券等別の販売金額を開示します。		
質問18	4	4(2)③	「ア 回数券」について 有効期限はありますか。有効期限がある場合、有効期限の設定にルールは設けられていますか。
回答	有効期限は設けていません。有効期限の設定にルールを設けていません。		
質問19	4	4(2)③	「ア 回数券」について 指定管理者が変更し、機器変更もない場合、回数券は継続して利用可能でしょうか。
回答	すでに販売した回数券を継続して利用することも可能です。		
質問20	4	4(2)③	「ア 回数券」について 指定管理者の変更に伴い、新しい精算機を導入した場合、既存の回数券の取扱いはどうなりますか。回数券の使用が出来なくなる場合は、交換対応になるのでしょうか。
回答	新しい精算機を導入し、既存の回数券が使用できなくなる場合は、新規販売を停止するとともに、精算期間を設けて、今年度中に精算を行う予定です。新年度からの回数券の払い戻しは実施しない予定です。		
質問21	4	4(2)③	「ウ 業務券」の取扱いを教えてください。
回答	指定管理期間中、本市の公用車が公用のため使用する「業務券」5枚を本市に貸与してください。また取扱いは、「全額減免」としてください。 指定管理者が施設の管理保守のために使用する車両については、使用日、使用事由（〇〇定期点検、〇〇修繕など）、件数、割引金額を記録してください。		

質問22	4	4(2)④	駐車料金の納付にかかる振込手数料は、指定管理料から負担してもよいか。
回答	現行納付書で納付する際の手数料有料化は予定されていませんが、仮に有料化となった場合は、指定管理料から振込手数料を負担することは可能です。		
質問23	4	4(2)⑤	市の行事などのイベント入出庫の際の誘導員の配置についてですが、毎年決まったイベントの実施があれば、イベント名や日数、増員数、増員時間の実績などを教えてください。
回答	来年度特に予定されている市のイベントはありません。 なお、年末年始や明石公園のお花見の時期には駐車場が満車になることがありますので、その際に管理人員の増員を行っております。直近の増員は以下のとおりです。 2023年12月29日～31日（3日間） 各1名 2024年 4月 6日～ 7日（2日間） 各1名		
質問24	5	4(3)③	駐車場の施設及び物品の保全に関する業務について直近の各設備の点検報告書及び不具合箇所の報告書を開示いただけますでしょうか。
回答	各設備の点検報告書及び不具合箇所の報告書は、膨大なページ数となるため、希望する団体には昨年度のこれら報告書の写しをお渡しします。		
質問25	5	4(3)③	保守管理に関する業務について従前事業者に引き続き活用する提案は可能との内容ですが、現在の委託内容・委託料は開示されるのでしょうか。
回答	現在の委託内容及び委託料は開示できません。今年度の年間点検予定表を開示します。		
質問26	5	4(3)③	「ア 車路管制システム保守点検業務」について、現在車路管制システムが故障しているが、どのように提案すればよいか。
回答	車路管制システム保守点検業務は、車路管制システムを修理、更新した後に、改めて指定管理者と保守点検業務内容について協議を行いますので、今回の提案に含めないでください。		
質問27	6	4(3)③	「ケ 警備業務」について、夜間閉鎖時の機械警備センサーは明石市の所有物でしょうか。または現指定管理者様の所有物でしょうか。また機械警備の管理している設備範囲をご教示ください。
回答	機械警備センサーは市の所有物です。なお、設備範囲については警備上の観点から開示できません。		

質問28		その他	指定管理者で自動販売機の設置は可能でしょうか。
回答	提案事項とします。 指定管理者は自動販売機の運営を自ら行うか、又は事業者・設置者と契約を結んで運営を行うことで、自動販売機を指定管理施設内に設置することは可能です。 なお、自動販売機にかかる行政財産使用料、光熱水費(個メーターの設置要)、設置等にかかる経費は、指定管理者の負担とします。		

○申請書類様式集

	様式名	質問内容
質問29	様式第1号	グループで応募する場合、「申請者」はどのように記載すれば良いか。
回答	「団体名」に、参加するグループ名を記入してください。 「代表者氏名」に、グループ内の代表団体名及びその代表団体の代表者の職・氏名を記入し、代表団体の社印又は代表者印を押印してください。 また、「所在地」には、代表団体の所在地を記入してください。	
質問30	様式第1号	申請に係る印鑑の指定がないが、実印でなく認印で問題ないか。
回答	団体の意思として申請していることを明確にするため、実印を押印してください。	